祝 100 Business Letter News&Topics

浅田会計事務所
ASADA BUSINESS SERVICE

平成 30 年 4 月 20 日発行

祝☆１００号！！

おかげさまでビジネスレター100 号を迎えることが出来ました。今後とも、ご愛読のほど宜しくお願い致します。

事業承継税制の特例

平成 30 年度税制改正において「事業承継税制」を拡充した「事業承継税制の特例」が創設され注目されています。各種要件の緩和を含む抜本的な拡充がうたわれ、利用しやすくなりました。本特例は、非上場株式の相続税・贈与税の納税猶予制度であり、特例承継計画を策定し、一定の要件を満たせば自社株式に係る相続税・贈与税が猶予される制度です。

●事業承継税制の特例改正のポイント

	改正前	改正後
後継者人数の拡大	代表権を有している、または代表権を有する見込みである、後継者1人	代表権を有する複数人（最大3人） ※議決権割合の10%以上を有し、かつ、議決権保有割合上位3位までの同族関係者に限る
対象株式割合の上限	発行済み株式の3分の2	取得したすべての株式
納税猶予割合	株式に係る相続税の80%（贈与は100%）	株式に係る相続税の100%（贈与税も100%）
株式の取得先	先代代表者からのみ可能	先代代表者以外からも可能
雇用条件	5年間は贈与・相続時の雇用80%を確保しないと打ち切り	雇用80%を満たさない場合であっても、一定の書類を提出すれば猶予打ち切りは確定しない。
株式を譲渡、会社が合併・解散をする場合の納税額	相続税評価額を基に計算した納付税額	一定の要件を満たす場合に、株式の譲渡や、合併による消滅時における相続税評価額で再計算し、当初の金額との差額が免除される。

●事業承継税制の特例の適用要件

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの間に※特例承継計画を提出し、当該特例承継計画に記載された後継者が、非上場株式を取得した場合に適用されます。

※認定経営革新等支援機関（弊社も認定を受けております。）の指導及び助言を受けた会社が作成した計画であって、後継者や承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。

●適用時期

平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までの間の贈与税又は相続税について適用されます。

所得拡大促進税制の改正

所得拡大促進税制とは、青色申告書を提出している法人又は個人事業主が従業員への給与を増額した場合に、増加額の一定割合を税額から控除することができる制度です。平成 30 年度税制改正において、適用期限が 3 年間延長され、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度について、以下の内容で継続することとされました。今回は中小企業（資本金 1 億円以下）及び個人事業主についての改正を紹介します。

●適用要件

【改正前】①基準年度(※1)より、給与総額が 3%以上増加していること

(※1) 平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する最も古い事業年度の直前の事業年度

②給与総額が前事業年度以上であること

③継続雇用者(※2)の平均給与支給額(※3)が前年度を上回ること

(※2) 適用年度及びその前事業年度において、給与等の支給を受けた国内雇用者

(※3) 適用年度の継続雇用者に対する給与等の支給額を、継続雇用者の月ごとの延べ人数の合計で割った金額

【改正後】継続雇用者の平均給与支給額が前年度より 1.5%以上増加していること

★上記①・②の要件が撤廃され、③の要件が変更されました。

●税額控除額(限度額：法人税・所得税×20%)

【改正前】

給与総額の対基準年度増加額×10～22%

【改正後】

1. 給与総額の対前年度増加額×15%

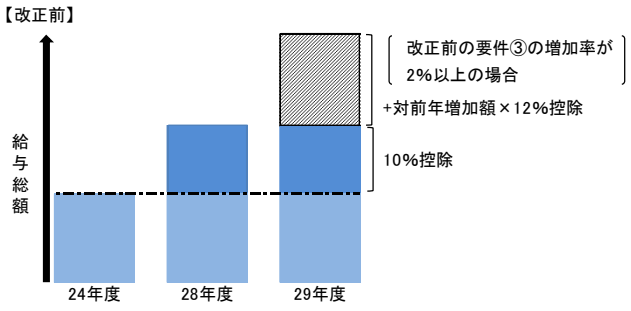
2. 上記に加えて以下の要件を満たす場合＋10%(合計 25%)

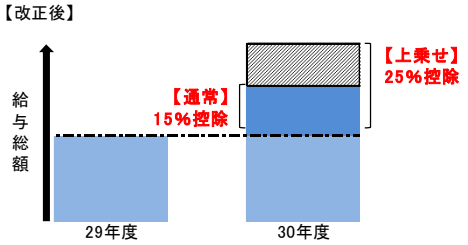
①継続雇用者の平均給与支給額が前年度より 2.5%以上増加していること

②次のいずれかの要件を満たすこと

・教育訓練費が前年より 10%以上増加していること

・事業年度終了日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画(※4)の認定を受けており、経営力向上がなされていること





(※4) 自社の経営力を向上させるための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を作成し、事業分野の所管大臣の認定を受ける必要があります。

★適用要件は緩和されましたが、基準年度からの増加額で算定していたものが前年度に変更となるため、毎年昇給されている法人・個人事業主にとっては減税できる幅が狭くなりました。

●設立事業年度

従業員に給与を支給していれば適用を受けることができましたが、改正により適用対象外となりました。